

確定申告と相談の受け付けなど

担当 市民税課 ☎046(252)8833 ☎046(252)8110

大和税務署での確定申告と相談

大和税務署では、確定申告書の提出・相談ができる「確定申告書作成会場」を開設します。

- とき 2月18日(月)～3月15日(金)▽提出
午前8時30分～午後5時▽相談
午前9時～午後5時(午前8時30分～)
- ところ 大和税務署(大和市中央5-14-22)
- 参加方法 当日直接会場へ

税理士会の「無料申告相談」

- ところ 市役所5階 5-1会議室
- 内容 所得税・復興特別所得税相談、小規模納税者の個人消費税相談
- 持ち物 マイナンバー(個人番号)に係る本人確認書類の写し、前年分の確定申告書の控え、口座番号が分かるもの、印他
- 参加方法 当日直接会場へ

市役所での確定申告と相談

確定申告

平成30年分の確定申告書の提出を受け付けます。

- とき 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9

午後4時受け付け) ※2月24日、3月3日いずれも日曜日を除き、土曜・日曜日は受け付けていません。

確定申告相談

事前予約制の確定申告相談を実施します。申込先以外からの予約はできないので、ご注意ください。なお、確定申告書の提出のみの方は、予約の必要がありません。

※受付開始日は混み合い、電話がつながりにくくなります。

- 予約受付 2月5日(火)～3月15日(金) 午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)
- 相談日時 2月18日(月)～3月15日(金) ▽第一部
午前9時～10時15分 ▽第二部
午前10時15分～

確定申告の注意点

公的年金受給者など

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の金額が20万円以下の

11時30分▽第三部
午後1時～2時15分▽第四部
午後2時15分～3時30分

内容

▽相談できる申告
平成30年分の給与・公的年金所得(個人年金、その他雑所得を除く)

相談できない申告

一時・雑所得(公的年金を除く)、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、損失、準確定申告(亡くなった方の申告)、相続・贈与税、消費税、平成29年分以前の申告

定員

1日120人

○申込方法 予約受付期間に電話で申込先へ

○申込先 予約専用ダイヤル ☎046(252)8830
※申込先は受付開始までつながりません。

方は、所得・復興特別所得の確定申告をする必要があります。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告書を税務

署へ提出する必要があります。また、住民税の申告で控除などを追加する場合は、市役所へ申告する必要があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

医療費控除

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書の添付不可)。なお、医療保険者が交付した医療費通知を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

※平成29～31年分の確定申告は、医療費の領収書添付提示でも可能です。

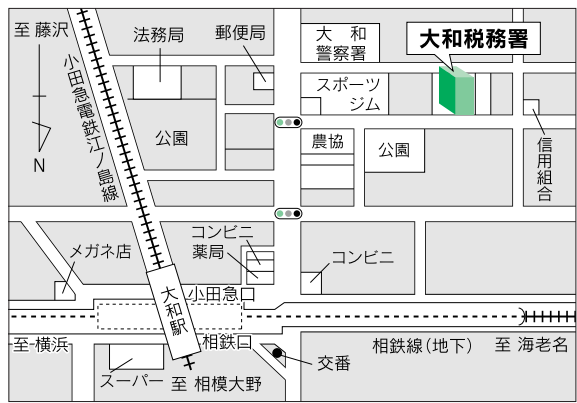
マイナンバー

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。申告書の提出時に、マイナンバーおよび本人確認を行います。マイナンバーカード(個人番号カード)また

確定申告に関する問い合わせ先

大和税務署

- 所在地 大和市中央5-14-22
- 電話 ☎046(262)9411
- ※車での来署はご遠慮ください。



配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

平成30年分から、配偶者控除が表1の通り、配偶者特別控除が表2の通り変更となりました。いずれも、合計所得1千万円を超える納税義務者には、控除を適用しません。※カッコ内は市・県民税の控除額です。

■表1 配偶者控除

納税義務者の合計所得	控除額(対象配偶者)	
	控除	老人控除
900万円以下	38(33)万円	48(38)万円
900万円超950万円以下	26(22)万円	32(26)万円
950万円超1000万円以下	13(11)万円	16(13)万円

■表2 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
38万円超85万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円
85万円超90万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円
90万円超95万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円
95万円超100万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円
100万円超105万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円
105万円超110万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円
110万円超115万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円
115万円超120万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円
120万円超123万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円

はマイナンバーの分かるもの(通知カードなど)と身分証明書を添付してください。確定申告書を市役所へ提出する方、税務署へ郵送する方は、マイナンバーの分かるものと身分証明書の写しを添付してください。

電子申告「e-Tax」

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、自宅のパソコンなどで電子申告を行えます。電子申告には、マイナンバーカードが必要ですが、事前に税務署でIDとパスワードの発行を受けると、カードがなくても申告できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.go.jp)をご覧ください。

公的年金等の源泉徴収票

国民・厚生年金などの、老齢・退職を支給事由とする公的年金などには所得税が課せられます。毎年1月に、「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構から送付しています。確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

◆源泉徴収票紛失時の連絡先

ねんきんダイヤル☎0570(05)1165(つながらない場合は☎03(6700)1165)または厚木年金事務所☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043